

平成25年度第2回羽幌町学校給食センター運営委員会

平成25年度第2回羽幌町学校給食センター運営委員会を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

- 1 開催日時 平成26年1月28日(火)午後6時より
- 2 開催場所 羽幌町中央公民館 第3研修室
(羽幌町南6条3丁目)
- 3 議 題 ・平成26年度羽幌町市街地区学校給食費の改定について
- 4 傍聴手続等
 - (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開催前日までに、事務局に住所及び氏名を告げて傍聴を申し込み、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
 - (2) 傍聴の受付は、先着5名で、定員になり次第、受付を終了します。
○傍聴にあたっては、次の留意事項を厳守してください。これらを守れない場合には、傍聴をお断りすることがあります。
 - ・定められた傍聴席に着席し、みだりに自席を離れないこと。
 - ・会議開催中は静粛に傍聴し、発言、拍手その他の方法により、言論に対し意見を表明しないこと。
 - ・会場内においてカメラ、ビデオ及び録音機器類を携帯しないこと。
 - ・会場にビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
 - ・その他会場の秩序を乱し、または会議の支障となる行為をしないこと。

(別添、傍聴人要領 別表1)

別表 1

羽幌町学校給食センター傍聴人要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開催前日までに、事務局に住所及び氏名を告げて傍聴を申し込み、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着 5 名で、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言、拍手その他の方法により、言論に対し意見を表明しないこと。
- (2) 定められた傍聴席に着席し、みだりに自席を離れないこと。
- (3) 会場において、カメラ、ビデオ及び録音機器を携帯しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙はできません
- (5) 会場に、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、附属機関等の長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 上記 2 に掲げる「傍聴者の遵守事項」に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。